

佐賀県糖尿病協会 旅費規則

(目的)

- 第1条 この規則は、佐賀県糖尿病協会（以下、「協会」という）役員、理事等（以下「役員等」という。）および協会関係者が関連する会議等に参加する際の旅費に関して規定する事を目的とする。

(旅費の内容)

- 第2条 旅費の内容は、次の3種類とする。

- (1) 交通費
- (2) 日当
- (3) 宿泊料

- 2 旅費の金額は、別表に定める額とする。

(旅費の計算)

- 第3条 旅費は通常の経路で、最も経済的な方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により通常の経路で最も経済的な方法によって旅行し難い場合は、理事会で了承したものにより実際の経過した順路によって計算する。
- 2 順路とは、業務の遂行に必要で最も経済的かつ一般常識的経路を言う。

(交通機関)

- 第4条 目的地への移動手段は、原則として鉄道、船舶、バス、航空機等定期的に運行する交通機関を利用する。

(旅費支払の拒否)

- 第5条 本協会以外より旅費の全部または一部の支給を受けて出張した場合、旅費の全部または一部の支給は行わない。

(旅費の精算)

- 第6条 旅費の精算は完了払いとし、当該用務終了後すみやかに関係書類を事務局へ提出する。

(旅費の支給)

- 第7条 旅費は、交通費、日当、宿泊料等を別表により支給する。

(交通費)

第8条 交通費は、交通機関を利用したものに対し所定の料金を支給する。ただし次の各号に掲げる場合には、それぞれ規定するところによる。

- (1) 必要により急行（特急）列車、指定席、寝台車を利用したときはその実費を支給する。
- 2 原則としてタクシー代は支給しない。ただし次の各項目に掲げる場合等、理事会の承認を得たものに限り支給することができる。この場合、理由書および領収証の提出を求めるものとする。
 - (1) 目的地までの乗り継ぎにおいて交通機関の利用が困難なとき。
 - (2) 相乗りなどで、交通機関を利用するより経済的であるとき。

(日当)

第9条 日当は、別表により支給する

- 2 行程100km未満の移動における日当の額は、別表に定める定額の2分の1に相当する額を支給する。

(宿泊費)

第10条 宿泊料は宿泊夜数に応じて支給する。ただし、目的地が佐賀県内である場合、および出発地から目的地までが片道100km未満の場合は、日帰りを原則とする。

(航空料金)

第11条 航空料金は原則として出発地から目的地までが片道500kmを超え、又は遠隔の地で、航空便を利用することが業務上欠くべからざること等、本協会の理事会において承認されたときに利用することができる。

- 2 前項の場合、航空料金はその実費を支給する。

(理事会出席における交通費)

第12条 本協会の理事会に出席する場合は、例外として一回につき2,000円を支給する。ただし、出席する者の出発地が事務局を置く施設外の場合とする。

(規則の変更)

第13条 この規則を変更する場合は、本協会総会の承認を得て行なうものとする。

(附 則)

この規則は、平成３０年４月３日から施行する。

(別表)

	国 内	海 外
交 通 費	実費支給	実費支給
日 当	一日につき ３,０００円	一日につき ６,０００円
宿 泊 料	実費支給	実費支給